

いわき市都市機能誘導施設等整備促進事業補助金交付要綱

令和2年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の日常生活に必要な施設や地域の活性化を図り、人口減少下においても持続可能な都市運営の実現に寄与するため、都市の居住者等の共同の福祉又は利便のために必要な施設を整備する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき作成された「いわき市立地適正化計画（次号において「計画」という。）」において定められた「都市機能誘導区域」をいう。
- (2) 都市機能誘導施設等 計画において定められた誘導施設及び20戸以上の共同住宅をいう。
- (3) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号、同条第14号及び同条第15号に規定する新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の様様替えをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。
 - ア 都市機能誘導施設等を建築し、かつ、都市機能誘導施設等として利用する事業者
 - イ 建築物を取得し、かつ、用途変更により都市機能誘導施設等として利用する事業者
 - ウ 建築物を建築する者であって、当該建築物について都市機能誘導施設等として利用する事業者と賃貸借契約等を締結し、賃貸するもの

- (2) 都市機能誘導施設等の整備に関する事業者選定審査会設置要領に基づく審査会（以下「事業者選定審査会」という。）において、補助対象候補者として承認を受けた者であること。
- (3) 市税等を完納していること。
- (4) 暴力団関係者（いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号の暴力団員及び同条第7号の社会的非難者をいう。）でないこと。

（補助対象施設）

第4条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、都市機能誘導施設等（この要綱に基づく補助金が交付された都市機能誘導施設等を除く。）とする。

2 都市機能誘導施設等を建築する建設工事の請負業者又は都市機能誘導施設等へ用途変更する建設工事の請負業者は、市内に本社を置く建設事業者又は市内に本社を置く建設事業者をJV（共同企業体）の構成員として一以上構成するものとする。

3 都市機能誘導施設等のうち、子育て機能（幼稚園、保育所及び認定こども園）については、都市機能誘導施設等の業務施設又は共同住宅との複合施設の建築を行う場合にのみ補助対象施設とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、都市機能誘導施設等の建築に係る工事請負額及び都市機能誘導施設等の取得に係る売買契約額の合計額（以下「補助対象経費」という。）に3分の1を乗じた金額とし、補助対象施設の都市機能誘導区域内への新規立地にあつては100,000,000円、都市機能誘導区域内における維持及び更新又は区域内間での移転にあつては、50,000,000円を限度とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 補助対象施設を建築するために施設を除却する場合は、当該除却に係る工事請負額を前項の補助対象経費に加算できるものとする。

3 補助対象経費についてその補助対象者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等（市の補助金等に限る。）を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、補助対象経費から除くものとする。

（事前協議書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象施設の工事着手又は取得日の6箇月前までに、事前協議書（第1号様式）のほか、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要説明書及び理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 法人登記事項証明書（個人事業者の場合は営業証明書）
- (4) 位置図（敷地や周辺の状況を表示した図面）
- (5) 配置図（敷地内の建築物の位置を表示した図面）
- (6) 立面図及び各階平面図
- (7) 工事見積書
- (8) 決算書（事前協議書を提出する年度の前期とする。）
- (9) その他市長が特に必要と認める書類

（事業者選定審査会の開催及び結果の通知）

第7条 市長は、前条の事前協議書を受理した場合は、受理後3箇月以内に事業者選定審査会を開催し、審査の上、結果を通知するものとする。

（申請書の提出期日等）

第8条 規則第4条第1項に規定する期日は、工事完了の日から起算して30日を経過した日又は工事完了の日の属する年度の末日とする。ただし、これらの期限に提出できない特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 規則第4条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書（実績）（第2号様式）とする。

3 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人登記事項証明書（個人事業者の場合は営業証明書）
- (2) 位置図（敷地や周辺の状況を表示した図面）
- (3) 配置図（敷地内の建築物の位置を表示した図面）
- (4) 立面図及び各階平面図

- (5) 工事完了写真
- (6) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (7) 都市機能誘導施設等の建築又は用途変更が完了していることを明らかにする書類
- (8) 土地及び建物の登記事項証明書
- (9) 市税等を滞納していないことを明らかにする書類
- (10) その他市長が特に必要と認める書類

4 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

(着手届及び完了届)

第9条 規則第10条に規定する補助事業着手届及び完了届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(補助金の交付の決定)

第10条 補助金の交付の決定は、補助金等交付申請書を受理した日から起算して1年以内に補助金等確定通知書により通知を行うものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 本事業により整備等を行った都市機能誘導施設等が、規則第17条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10年とする。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

第1号様式（第6条関係）

事前協議書

年 月 日

いわき市長 様

〒 -

申請者 住所

氏名

いわき市都市機能誘導施設等整備促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次の関係書類を添えて、事前協議を申し出ます。

なお、この事前協議書及び関係書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1 事業概要説明書及び理由書
- 2 事業計画書
- 3 法人登記事項証明書（個人事業者の場合は営業証明書）
- 4 位置図（敷地や周辺の状況を表示した図面）
- 5 配置図（敷地内の建築物の位置を表示した図面）
- 6 立面図及び各階平面図
- 7 工事見積書
- 8 前年度通期決算書
- 9 その他市長が特に必要と認める書類

事業計画書

1 施設の概要

施設の名称					
施設の所在及び地番					
敷地面積及び権利の種類					
立地の区分		<input type="checkbox"/> 新規立地 <input type="checkbox"/> 誘導区域内の移転・更新			
工事種別		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え <input type="checkbox"/> 取得・用途変更 <input type="checkbox"/> 除却			
主要用途					
延べ面積（建築面積）		建築面積	m ²	住戸数	戸
※住戸がある場合は住戸数		延べ面積	m ²	うち賃貸	戸
規模・ 構造等	[構造]	用途内訳		床面積	
	造			m ²	
	[階数]			m ²	
	地上 階			m ²	
	地下 階	合 計		m ²	
建築確認申請予定日		年 月 日			
工事予定期間		着手	年 月 日	完了	年 月 日
事業開始予定時期					
建物工事費（取得費）予定額		円			
		うち都市機能誘導等施設部分 円			

2 資金内訳

（単位：千円）

区分	投資額	財源内訳			
		自己資金	借入金	補助金	その他 (出資金等)
建築費					
調査設計費					
外構工事費					
用地費					
除却費					
整地費					
事務費					
借入金利息					
取得費					
合計					

3 申請者の概要

事業者名	
代表者・職・氏名	
本社所在地	
設立年月日	年 月 日
業種名（目的）	
資本金	
売上高	
経常利益	
決算期	年 月 ～ 年 月
会社の略歴	
※ 建設工事の 請負業者名	
※ 建設工事の請負 業者の本社所在地	

※ 建設工事の請負業者名及び本社所在地欄は、JVの場合、全社を記載すること。

4 その他（添付書類）

都市機能誘導施設等の整備による効果等が定量的に確認できる資料を添付すること。

第2号様式（第8条関係）

事業計画書（実績）

1 施設の概要

施設の名称					
施設の所在及び地番					
敷地面積及び権利の種類					
立地の区分		<input type="checkbox"/> 新規立地 <input type="checkbox"/> 誘導区域内の移転・更新			
工事種別		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え <input type="checkbox"/> 取得・用途変更 <input type="checkbox"/> 除却			
主要用途					
延べ面積（建築面積）		建築面積	m ²	住戸数	戸
※住戸がある場合は住戸数		延べ面積	m ²	うち賃貸	戸
規模・ 構造等	[構造]	用途内訳		床面積	
	造			m ²	
	[階数]			m ²	
	地上 階			m ²	
	地下 階	合 計		m ²	
建築確認申請予定日		年 月 日			
工事期間		着手	年 月 日	完了	年 月 日
事業開始時期					
建物工事費（取得費）		円			
		うち都市機能誘導等施設部分 円			

2 資金内訳

（単位：千円）

区分	投資額	財源内訳			
		自己資金	借入金	補助金	その他 (出資金等)
建築費					
調査設計費					
外構工事費					
用地費					
除却費					
整地費					
事務費					
借入金利息					
取得費					
合計					

3 申請者の概要

事業者名	
代表者・職・氏名	
本社所在地	
設立年月日	年 月 日
業種名（目的）	
資本金	
売上高	
経常利益	
決算期	年 月 ～ 年 月
会社の略歴	
※ 建設工事の 請負業者名	
※ 建設工事の請負 業者の本社所在地	

※ 建設工事の請負業者名及び本社所在地欄は、JVの場合、全社を記載すること。

4 その他（添付書類）

都市機能誘導施設等の整備による効果等が定量的に確認できる資料を添付すること。